明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府令・省令〕
○不動産特定共同事業法施行規則の一部を改正する命令（内閣府・国土交通四）　一
〔訓　令〕
○領事官の管轄区域を定める訓令の一部を改正する訓令（外務一三）　一四
〔告　示〕
○不動産特定共同事業者名簿等閲覧所の閲覧規則を定める件及び不動産特定共同事業者名簿等閲覧所の場所を定める件の一部を改正する件（金融庁・国土交通一）　一四
○小規模不動産特定共同事業者登録簿等閲覧所の場所を定める件（同二）　一四
○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件（同五四四～五四七）　一四
○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件（同五四八～五五一）　一四九
○不動産投資顧問業登録規程の一部を改正する件（国土交通一一二二）　一五一
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定に基づく指定住宅紛争処理機関の名称等を変更する件（同一一二三）　一五二
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一五三
特殊法人等
プログラムの著作物に係る登録、日本弁護士連合会公示送達・懲戒の処分関係　一五三
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬、公示送達、旅行業者営業保証金の権利調査のための意見聴取会及び仮配当表関係　一五三
会社その他
会社決算公告　一七八

府令・省令

○内閣府・国土交通省令第四号

不動産特定共同事業法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十六号）及び不動産特定共同事業法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十九年政令第二百二十一号）の施行に伴い、並びに不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）及び不動産特定共同事業法施行令（平成六年政令第四百十三号）の規定に基づき、並びにこれらの法令を実施するため、不動産特定共同事業法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十九年十二月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三
国土交通大臣　石井　啓一

不動産特定共同事業法施行規則の一部を改正する命令

不動産特定共同事業法施行規則（平成七年大蔵省建設省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。